

平成22年10月 水道料金の改定について

門真市水道局では、水道料金の引き下げのための条例を本年6月議会に提案し、可決されました。

○料金改定の主旨

門真市は水源の100%を大阪府からの受水により市内へ供給していますが、平成22年4月から、大阪府営水道の料金が1立方メートル当たり10円10銭値下げとなったことから、その負担の減少額をお客さまへ還元するため、平成22年10月1日から一般用及び湯屋用の基本料金の引き下げを行ないます。

また、負担の減少額の一部を、老朽化した水道施設の更新や、耐震性の強化の財源に充て災害に強い水道を目指します。

水道事業の運営に皆様のご理解とご協力をお願いします。

○施設更新の必要性 ～安全かつ安心な水を安定的に、将来に亘って供給するために～

門真市では、市内に配水場や配水池があり、約220km(平成21年度末時点)の配水管を布設し、水を供給しています。

これらの施設は、昭和40年代の建設の時代に大量に創設、布設され、順次、更新時期を迎えています。

門真市は東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、安全かつ安心な水を安定的に供給していくためには、負担の減少額の一部を財源として、水道施設の更新や耐震性の強化を行うことが必要です。

○改定後の水道料金(単価は1立方メートル当たりの税抜額)

用途別	区分		現行料金(1か月) 金額(円)	改定後料金(1か月) 金額(円)	改定額 金額(円)
	水量(立方メートル)				
一般用	基本料金	10まで	1,120	1,040	△ 80
	超過料金	11 ~ 20	174	174	0
		21 ~ 30	229	229	0
		31 ~ 40	263	263	0
		41 ~ 50	297	297	0
		51 ~ 100	325	325	0
		101 ~ 200	375	375	0
		201 ~ 500	417	417	0
		501 以上	422	422	0
湯屋用	基本料金	400まで	36,500	33,900	△ 2,600
	超過料金	401以上	110	110	0
臨時用	基本料金	5まで	3,900	3,900	0
	超過料金	6以上	670	670	0
鑑賞用	基本料金	5まで	5,000	5,000	0
	超過料金	6以上	950	950	0

※料金は、上記の表により算定した額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)です。

※下水道使用料は含まれていません。

○平成22年10月1日以降メーター料は廃止します

メーター口径	現行料金(1か月) 金額(円)	廃止後 金額(円)	廃止後 差額(円)
13mm	50	0	△ 50
20mm	50	0	△ 50
25mm	110	0	△ 110
40mm	210	0	△ 210
50mm	1,100	0	△ 1,100
75mm	1,300	0	△ 1,300
100mm	1,700	0	△ 1,700
150mm	3,600	0	△ 3,600
200mm	4,700	0	△ 4,700

※10月1日以降の検針日にかかるメーター料については、請求いたしません。

○実施時期

平成22年10月検針分から実施します。

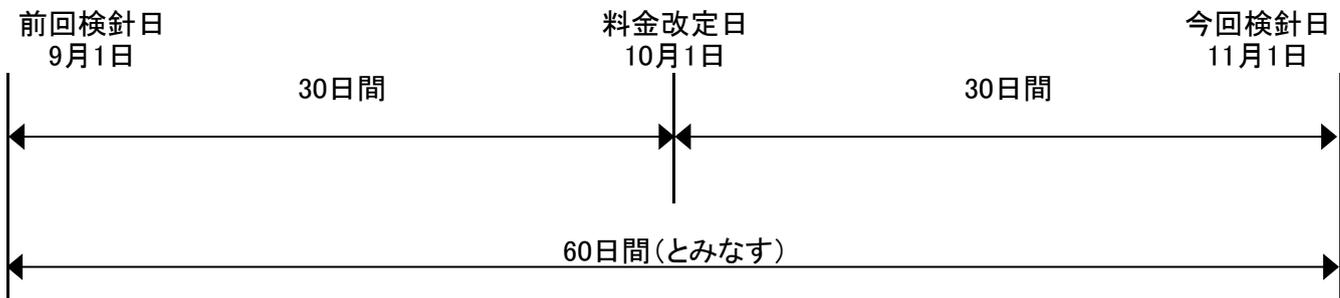
[\(資料1\) 水道料金早見表\(1か月\)\(PDF:46KB\)](#)

[\(資料2\) 水道料金早見表\(2か月\)\(PDF:47KB\)](#)

○使用期間が料金改定日をまたぐ場合の料金計算方法

水道のご使用期間が料金改定日の平成22年10月1日をまたがる場合は、使用日数に応じて日割り計算します。なお、使用日数の計算については、条例により1か月を30日間(2か月を60日間)とみなして計算しています。

『日割計算の例』 前回検針日が9月1日で使用水量49m³(2か月検針)の場合



A: 旧料金で計算した場合

基本料金	0m ³ ~20m ³		2,240円
超過料金	21m ³ ~40m ³	174円 × 20m ³ =	3,480円
超過料金	41m ³ ~60m ³	229円 × 9m ³ =	2,061円
	49m ³		7,781円

A : 7,781 × 1.05 = **8,170円** (税込: 端数切捨て)

B: 新料金で計算した場合

基本料金	0m ³ ~20m ³		2,080円
超過料金	21m ³ ~40m ³	174円 × 20m ³ =	3,480円
超過料金	41m ³ ~60m ³	229円 × 9m ³ =	2,061円
	49m ³		7,621円

B : 7,621 × 1.05 = **8,002円** (税込: 端数切捨て)

{(A × 旧料金日数 ÷ 60日) + (B × 新料金日数 ÷ 60日)} = 請求金額 (端数切捨て)

{(8,170 × 30 ÷ 60) + (8,002 × 30 ÷ 60)} = **8,086円**

○料金算定期間

平成22年10月から平成27年3月までの4年6か月

○平均改定率

料金算定期間全体で2.14%の引き下げ

○影響額

算定期間全体で約2億7千万円(税抜)の減収

○水道料金の推移

(単位: 百万円)

項目	H22 (6か月のみ)	H23	H24	H25	H26	合計 4年6ヶ月
	改定前	1,492	2,860	2,832	2,804	2,775
改定後	1,460	2,799	2,771	2,744	2,716	12,490 ②
影響額	32	61	61	60	59	273 ③
平均改定率 (③ ÷ ①) × 100						2.14%

○経営状況

門真市水道事業基本計画を基に、料金改定実施後も安定した経営状況を確保します。

(資料3)

[財政収支計画\(PDF: 117KB\)](#)

[集合住宅等の戸数割計算についてはこちら\(PDF: 118KB\)](#)